

連雀学園三鷹市立第一中学校PTA 個人情報取扱規則

第1条(目的)

連雀学園三鷹市立第一中学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人データ」という)の取扱いについて規則を定めることを目的とする。

第2条(責務)

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報保護に努めるものとする。

第3条(管理者)

本会における個人情報データの管理者は事務局を代表するものとする。

第4条(取扱者)

本会における個人情報データの取扱者は、運営委員会構成員とする。

第5条(秘密保持義務)

個人情報データの管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条(取得方法)

本会は、個人情報を取得する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを取得する時はあらかじめ本人の同意を得ることとする。

第7条(利用)

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 活動援助金請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会事務局及び会計監査・委員・会員名簿等の作成
- (4) 委員選出、事務局及び会計監査候補者選出、その他のPTA活動実施のため

第8条(利用目的による制限)

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

第9条(管理)

個人情報は、管理者または、取扱者が保管するものとし、適正に管理する。なお、不要となった個人情報は管理者の責任において適正かつ速やかに破棄するものとする。

第10条(保管および持ち出し等)

個人データ、個人情報を取り扱う電子機器等については施錠できる保管庫にて適正に管理することとする。

第11条(第三者提供の制限)

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人命、身体又は財産保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条(第三者への提供に係る記録の作成等)

前条の場合を除き、個人情報を第三者に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第13条(第三者からの提供に係る記録の作成等)

第三者から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯

- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第14条(情報開示等)

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

第15条(漏えい時の対応)

個人情報データを漏えい等(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者である事務局を代表するものに報告する。

第16条(苦情の処理)

本会は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第17条(改正)

本規則の改正は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この規則は、令和8年4月1日より施行する。